

スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2016年10月28日発行 第67号

居場所づくり勉強会 第45弾!

～障害を持つ人の災害時の避難について考えよう～

2011年3月11日、東日本大震災が起きました。2016年4月14日には熊本地震が起きて、さらについて最近の10月21日には、鳥取でも地震が起きました。

決して他人事ではありません。いつもどこかで災害が起きている日本国に住むわたしたちは、災害をどのようにとらえて、自分たちにできる防災と避難を考えていけばいいでしょうか。

東日本大震災に遭い京都に避難している鈴木絹江さんと、障害を持つ人の防災に強く関心を持っている繁さんらをお呼びして、共に障害を持つ人の防災と避難について考えていきたいと思えます。

また、鈴木さんは国と東電を相手に損害賠償裁判を起こしています。なぜ、裁判まで起こさなければならなかったのかもお聞きしたいと思います。

皆さんの参加をお待ちしております。

ゲストスピーカー：鈴木 絹江さん
日時：11月8日(火)14:00-16:00
場所：日本自立生活センター
参加費：無料
担当：小泉

◆鈴木絹江さんプロフィール

NPO 法人ケアステーションゆうとぴあ（居宅介護事業所）理事長。船引町（福島県）にて自立生活センター「福祉のまちづくりの会」発足。全国自立生活支援センター（JIL）会員。福島県田村市船引にて福島原発事故により被曝。2013年10月に京都へ避難移住。著書に「放射能に追われたカナリア」（解放出版社）がある。

こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ！ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。

★ヨガ：全身をうごかすヨガ
日時：11月21日(月)
17:00-18:15 (OPEN16:45)
場所：油小路事務所2F
持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物
参加費：無料



*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：横川

ご意見・企画のアイデアなど大歓迎！バックナンバーはホームページ↓で読むことができます。

TEL: 075-682-7950 E-mail: jcil-kyoto@jcil.jp URL: <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

シンポジウムから本ができました！

2014年3月2日、第28回国際障害者年連続シンポジウム～日本自立生活センター30周年・車いすと仲間
の会40周年記念企画～「障害者運動のバトンを次世代へどうつなぐか？—障害者と社会のこれからを考える—」
が行われました。そのときの問題提起やそこからはじまった議論が1冊の本にまとめられました。



尾上浩二、熊谷晋一郎、大野更紗、小泉浩子、矢吹文敏、渡邊琢【著】 障害者運動のバトンをつなぐ

いま、あらためて地域で生きていくために

【書籍紹介】

いまだ道半ばの障害者運動。七〇年代の運動の創始者たちが次々に逝去する中、先人たちが築き上げてきたものをどのように受け継ぎ、どのように組み換え大きく実らせていくのか。その大きな課題に向き合うために、これまでを振り返りこれからを展望する。

【目次】

- はじめに 矢吹文敏・渡邊琢
- 第一章 既成概念の変革と、人として生きること
——介助の現場に関わる中から 小泉浩子
- 第二章 「運動」以前——障害者の生きざまをふり返る 矢吹文敏
- 第三章 障害者運動のバトンを次世代へどう引き継ぐか？ 尾上浩二
座談会 障害者運動のバトンをつなぐ
大野更紗×尾上浩二×熊谷晋一郎×小泉浩子×矢吹文敏×渡邊琢
- 第四章 受け取ったこのバトンはナマモノであったか 熊谷晋一郎
- 第五章 障害者運動のバトンを健常者(支援者、介護者)として、
どう引き継いでいくか 渡邊 琢
- あとがき 日本自立生活センター(矢吹文敏・小泉浩子・渡邊琢)

★JCILでも購入できます。本体 2200 円

【企画編集】日本自立生活センター(JCIL)

いまだ道半ばの障害者運動。
七〇年代の運動の創始者たちが次々に逝去する中、
先人たちが築き上げてきたものをどのように受け継ぎ、
どのように組み換え大きく実らせていくのか。
その大きな課題に向き合うために、
これまでを振り返りこれからを展望する。
生活書院

障害者運動は
いま、一つの
時代の区切りを
迎えようとして
いる……



いこかつくろかみんなのまつり 東九条マダン

日 時：11月3日(木・休) 10:00-16:00【雨天は6日(日)に延期】

会 場：元・陶化小学校(南区東九条東山王町27 京都駅八条口から徒歩5分)

東九条マダンとは、在日韓国・朝鮮人と日本人がともに暮らす町・京都市南区東九条で、民族性や国籍、障害の有無やさまざまな立場の違いを超えて、たくさんの人々が共につどい、力を合わせて一つのマダン(ひろば)を創りだすことをめざし、1993年以来毎年秋に開催されている地域のまつりです。

和太鼓と「サムルノリ」(朝鮮半島の打楽器)の演奏や、マダン劇、歌と踊り、「シルム」という朝鮮相撲の大会など演目が盛りだくさん。朝鮮半島に伝わる遊びや民族衣装試着、工作コーナーもあって、子どもから大人まで楽しめます。料理のお店もいっぱいあって、お腹も大満足できますよ！

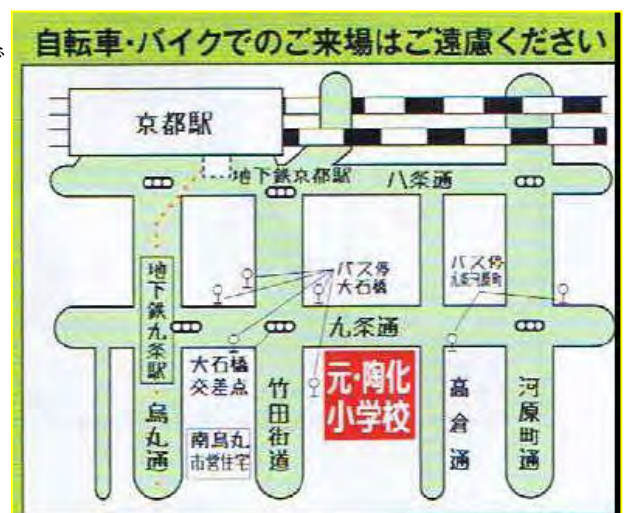
◆JCILからも出店します！

- 車いすと仲間のお会…車いすショー
- I Lクラブ…手作りあそびコーナー
- ワークス共同作業所…お馴染みのわたがし など

◆主催：東九条マダン実行委員会

〒601-8013 京都市南区東九条南河原町3

TEL：075-661-3264/FAX：075-661-3294



総合支援法に変わったよ！ で、それで？Part55

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



だいぶ冷え込んできたなあ。気が付くともう11月。もうすぐ年の瀬やな～。

毎日がバタバタやね。そんな中でも楽しいことやめでたいこともあるので、それが励みになるわ。

容疑者のことかあ。
なんか犯人の顔を思い出すだけでもつらいわ…

うん。ほんま、あんな人がいると思うとこわい。

うーん。異常としか考えられへん…

えっ！これが容疑者の言葉なん！？
なんかイメージとちやうし、頭が混乱するわ。

そっかあ。なんであの人はおかしくなってもたんやろう。そこを丁寧に考えなあかんのやね。
二度とこんなことが起きひんように。

今でも、この社会の中に、「障害者はいらない」っていうメッセージは、やっぱりときどき感じるし…

障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?) 解説



ほんと。早いねえ。一年があつというまに過ぎてしまう。

そうだね。苦しいこともあるけど、楽しいこともある。
今回はまた、相模原の事件のこと取り上げるね。
特に、容疑者のことを。

そうだよな。「目がいっちゃってる」「異常」とか言われているよね。事件の後も、ニタニタした映像が流れていた。

うん。でも、容疑者を「異常」な人ととらえてるだけではないと思うんだ。「死刑」になってすむ話でない。なぜ入所施設で働いていた容疑者が「障害者なんかいらない」というようになったのか。そう思うだけでなく、なぜ実際に大量殺人を実行にうつしたのか。どうして、まわりはとめられなかったのか。そういうことを丁寧に考えていかないと。

そうだよな。まるで理解できないところはある。でも、施設で働きはじめた頃、容疑者はわりと普通だったみたい。施設の家族会の機関紙の職員自己紹介欄にこんなこと書いている。
「はじめまして。この度のぞみホームで勤務になりました植松聖です。心温かい職員の皆さまと笑顔で働くことが出来る毎日に感動しております。…今は頼りない新人です。しかし、一年後には仕事を任すことの出来る職員を目指して日々頑張っています。これからも宜しくお願いします。」

この言葉から3年後に、容疑者はあの事件を起こしたわけ。その間になにがあったのか。彼がゆがんでいった原因はなんなのか。

うん。彼のゆがんだ考えをうんだ社会的背景をしっかりと考えないといけないし、それから、彼が実際に凶行に及ぶまでのまわりの対応が適切だったか、ということも考えないといけない。「措置入院」という社会からの隔離の経験が、犯罪を後押ししたのではないか、という意見もある。

うん。どうしたらこんなことが今後起こらないですか、事件を忘れずにしっかり考えていきたいね。

入院中の障害者の方の 外出や外泊時にヘルパー利用が可能になりました！

入院中であっても、外出や外泊時に、ヘルパー利用が可能になりました。「病院」ならどんな病院でも対象で、筋ジス病院など、療養型の病院でも利用できます。障害年金程度の収入なら、ヘルパー利用料の自己負担はありません。

◇ どんな人が使えるの？

手帳をお持ちの方なら、下記のどれかに該当し、利用できる場合が多いです。

- ・ 移動支援…身体・知的・精神・視覚障害者、指定難病患者
- ・ 重度訪問介護…おもに重度の障害がある、身体障害者、知的障害者、精神障害者
- ・ 行動援護…知的障害者、精神障害者
- ・ 同行援護…視覚障害者

◇ 申請方法

- ① 市区町村の福祉課に申請し、支給決定を受ける。
- ② 利用したいヘルパー派遣事業所と契約して、利用開始。

◇ どんなふうにご利用できるの？

例1：プライベートを充実

実家へ帰省、友人知人を訪問、結婚式・葬式などの行事、食事、買物、映画、コンサート、お祭り、花火大会、旅行、研修 など。

例2：入院から地域移行の準備がしやすくなる

長期療養入院のかたが、例えば週1回の外出から始めて、自分の介助ができるヘルパーを増やしていったり、自立研修プログラムに参加したり、ヘルパー利用による一人暮らしの宿泊体験をしたりもしやすくなります。

例3：施設入所者も入院を経て地域移行へ

自立生活を希望している施設入所者が、いったん病院に入院し、この制度を使って、病院から外出や外泊をしながら、地域移行の準備をしていくことができます。

参考：<http://www.kaigoseido.net/topF.htm>

身近に長期入院をしている障害のある方、
難病の方がおられたら、ぜひお知らせください！

